

▼回答（平成23年12月5日）

嘉穂郡学校給食会については、平成23年度の総会を早急に開催するよう、以前から再三指導していましたが、12月2日に開催し、平成22年度事業報告及び決算報告、平成23年度事業計画及び予算について承認を受けたところです。次年度以降は、早期に開催するよう強く指導しました。

同給食会の予算執行については、預金通帳は事務長（学校教育課長）が管理し、支出の際には事前に教育長及び事務長の決裁を必ず受けることとし、事案の再発防止に向け、公金の支払いについて内部のチェック体制を強化していきます。

【税務課】

● 随時監査（平成23年12月2日、5日）

● 当町の町税等に係わる差押え開始の平成20年度から平成23年度までの消滅時効（地方税法第18条第1項）による不納欠損について

滞納者（法人）の滞納額を徴収するため預金・土地を差押えし、1年～2年後、残額の大部分は、時効が成立していたので、不納欠損（6件）したとありますが、差押えは、

その滞納額に対する徴収権の行使です。すから時効が成立する以前しかできず、かつ時効の中断（地方税法第18条第2項時効の中断及び停止）となり、法的に問題です。したがって、合法的かつ公平に処理してください。

▼回答（平成24年2月6日）

① 指摘の6件の事案中、2事案については、平成20年度に差押えを実施した時点において債権の一部について既に時効が成立していたものであり平成21年度及び22年度にかけてその不納欠損処分を行ったものであります。差押え時における時効の確認の不手際について、深く反省し、債務者に対し、現時点で時効が成立していない滞納内訳表（差押えを実施したことによる時効停止となった債権を含む。）を提示し、債権の確定を行うこととします。

また、残る4事案については、指摘のとおり差押え等による時効の中断が認められることから、平成24年3月31日付けにて施行予定であった当該事案に係る不納欠損処分についての決裁を取り下げ、処分を実施しないこととします（事案の詳細については、省略します。）。

② いずれの問題も、当町による時効管理のあり方から端を発したものであることから、今後このようなことがないよう十分留意するとともに、差押え、承認等による時効中断措置を積極的にを行い、徴収対策に努めてまいります。

また、人為ミスを防ぐ観点においても現状の紙管理から電算管理に移行すべく、平成24年度の当初予算において、滞納整理システム導入に係る予算を計上することとし、税の公平性を図ってまいります。

【健康福祉課】

● 定期監査（平成24年1月16日、18日～20日）

● 桂川町配食サービス事業業務委託契約書の仕様書における履行について

本契約書の仕様書において「当該事業者が毎月の献立表を町に提出し報告を行う。」ことになっていますが、その提出が、毎月配食終了後の次月の配食利用者報告時に報告されているのを看過しているのは、問題です。配食サービスを委託する当町として、配食前に献立を承認するため仕様書に毎月報告するように明示し、事業者もこれを承知したのですから、履行させなければいけません。

▼回答（平成24年2月1日）

仕様書には毎月の献立表を提出するように明記していましたが、提出時期を定めていなかったため、配食後に受領していました。

今後は配食前に献立表を受領するとともに、平成24年度は仕様書に提出時期を明記します。これについては、1月23日から改善し、実施しています。

【建設事業課】

● 定期監査（平成24年2月13日、15日～17日）

● 印紙税額について

平成23年度工事請負に関する契約書において、印紙税額が印紙税法第8条より低額なのが2件ありましたので、確実にチェックし、契約書に問題が生じないようにしてください。

▼回答（平成24年2月22日）

請負に関する契約書の印紙税額につきましては、今後印紙税法を遵守し請負業者と確実に確認しまして、契約行為に問題が生じないように実施します。なお、指摘の契約書については、業者に連絡し印紙を追加貼付しました。